



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 鉄 建 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 康 雄
(コード番号 1815 東証第 1 部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 人 事 部 長 橋 本 浩 一
(Tel. 03-3221-2152)

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制基本方針の一部を改定することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「コンプライアンス宣言」、「鉄建行動基準」及び「コンプライアンス基本規程」により、取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき規範や行動基準を明確にする。また、「コンプライアンス委員会」を通じて当社グループのコンプライアンス体制を監視するとともに、取締役及び使用人に対し教育を通じコンプライアンスに関する理解を徹底する。

(2) 内部通報制度により、法令違反行為等に関する社内通報システムを運用し、コンプライアンス経営の強化を図る。

(3) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に参加するなどして、取締役の職務執行を監査する。

(4) 監査部は、「内部監査関連規程」及び「内部監査計画」により、使用人の職務の執行に対して業務監査及び改善指導を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、「取締役会規則」及び「文書情報関連規程」により、適切に保存及び管理を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの諸種のリスクに迅速かつ適切に対処するため、「リスク管理関連規程」により、リスク予防、リスク対応、再発防止等を行う。また、当社グループの業務に影響を与えるリスクに関し、社内外へ適時の開示を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、経営の基本方針や重要事項を決定するとともに、執行役員の職務の執行を監督する。

(2) 取締役会の決定した経営の基本方針に基づき、経営に関する事項を審議、決定し、業務執行の効率化と全般的統制を行うことを目的として、経営会議を原則として毎週開催する。

(3) 日常的な業務の執行については、執行役員が業務執行担当として、迅速な意思決定を行う。

(4) 年度計画により、当社グループが達成すべき目標を明確化する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 「子会社管理規程」により、子会社に関する主要業務に係る諸手続及び子会社に対する管理(内部統制システムの構築・運用の管理等)、指導、育成のしくみを定め、これを実行することとし、定期的開催するグループ会社連絡会議等で、決算状況などについて報告を求める。

(2) 子会社における業務の適正を確保するため、「鉄建行動基準」を子会社に準用、展開し、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとるための守るべき規範や行動基準を明確にする。

(3) 子会社に、コンプライアンス担当部署を設置する。

(4) 監査部は、子会社の内部監査及び指導、勧告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が必要あるときは、監査部に所属する使用人は、監査役の職務の補助業務を担当する。

(2) 監査役の職務の補助業務を担当する監査部に所属する使用人は、その業務に関して取締役の指揮命令を受けない。

(3) 監査役の職務の補助業務を担当する監査部に所属する使用人は、監査役に係る業務を優先して従事する。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告する。

(2) 監査役は、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人から報告を求める。

(3) 内部通報制度により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(4) 上記各項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換の場をもち、会社運営に関する意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

(2) 内部監査を所管する監査部は、監査役に協力し随時連絡調整を行う。

以上